

「やまがたみちづくり」シンボルマーク使用管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、『「やまがたみちづくり」シンボルマーク』(以下「シンボルマーク」という。)の使用に関し、必要な事項を定める。

(シンボルマーク等)

第2条 この要綱におけるシンボルマーク及び愛称は、山形県(以下「県」という。)が公募を行い、審査会において決定した別記のものをいう。

- 2 シンボルマークの管理・取扱いは、県県土整備部道路整備課(以下「道路整備課」という。)において行う。
- 3 シンボルマークは、道路整備課で保管するデータを必要に応じて拡大、又は縮小して使用するものとする。
- 4 シンボルマークは、無断で加工・修正することは認めない。加工・修正を行う場合は、あらかじめ道路整備課と協議を行わなければならない。

(シンボルマークの使用内容)

第3条 シンボルマークは、道路整備を促進するための広報活動のために作成する印刷物、Webコンテンツ等や、県の承認を受けたものに使用することができる。

(シンボルマークの使用申請等)

第4条 シンボルマークを使用しようとする者は、あらかじめ県に申請(別紙 様式1)し、使用承認を受けなければならない。道路整備課は、本要綱に基づき、使用承認書(別紙 様式2)を交付する。

- 2 県は、前項の申請を承認するにあたり、条件を付することができる。
- 3 申請の窓口は、道路整備課内(道路企画担当)とする。

(シンボルマークの使用を認めない場合)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、シンボルマークの使用を認めない。

- (1) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動の目的に利用される恐れがある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反する恐れがある場合
- (3) シンボルマークを使用する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして利用される恐れがある場合
- (4) 自己のシンボルマーク又は商標、意匠として使用される恐れがある場合
- (5) その他承認することが不相当と県が認める場合

(シンボルマークの使用料)

第6条 シンボルマークの使用料については、無料とする。

(事故、苦情等の処理)

第7条 シンボルマークの使用に関する事故、苦情等（以下「事故等」という。）については、シンボルマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、誠意をもってその責任のもとに必要な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する事故等については、県は、その責を負わない。

(報告)

第8条 県は、シンボルマークの使用の適正化を図るため、使用者に対し、その使用状況について報告を求めることができる。

(使用承認の取消し)

第9条 県は、第4条第1項の使用申請により承認を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合、使用承認を取り消すものとする。

(1) シンボルマークの使用が開始された後において、使用条件に違反した場合又は第5条各号のいずれかに該当したとき

(2) 第7条第1項の必要な措置を講じなかったとき

(3) 正当な理由がなく、前条の報告の求めに応じなかったとき

(4) その他「県の道路行政の推進」のイメージに重大な支障を及ぼす行為があったとき

2 前項の規定により使用承認が取り消された場合において、使用者が損失を受けることがあっても、県はその責を負わない。

(シンボルマークに関わる権利)

第10条 シンボルマークに関する一切の権利は、県に帰属する。

附 則

この要綱は、平成31年3月20日から施行する。



※参考

平成 13 年度に、「交流広がる美しい県土づくり」・「もっと安全に、もっと快適に」をキャッチフレーズとして、道路整備を促進するための広報活動用のシンボルマークと愛称を公募し、審査のうえ決定しました。

〈シンボルマーク〉

道路を緑のジュータンにすることで「安全」を、さくらんぼが前進することで「快適さ」と、さらに「新たな交流の広がり」を表現しています。

〈愛称〉

人々の希望（きぼう）をかなえてくれる道（みち）づくりへの期待と、さくらんぼのかわいらしいキャラクターに親しみを込めて「みちぼう」と命名されました。

【参考】

「やまがたみちづくり」シンボルマーク使用申請等に係るフロー

